

早いもので、卒業式のシーズンに入ります。今年度の中学3年生や高校3年生は、コロナが流行り始めたときの小学6年生、中学3年生で、とても寂しい卒業式をした世代です。今回は参加者も多いでしょうし、卒業生はマスクが外せるかもしれません。思い出に残る卒業式になることを願うばかりです。

入学試験等における配慮について

中学校や高等学校、そして大学の入学試験や検査が始まりました。

そこで、1月に行われた大学入学共通テストでは、どんな配慮が行われたのか調べてみました。

(令和5年度大学入学共通テスト受験上の配慮案内より)

4-2 受験上の配慮内容		全ての科目において配慮する事項(例)		リスニングにおいて配慮する事項(例)		必要な申請書類			
対象となる者	解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの	試験時間	音声聴取の方法			
点字による教育を受けている者	点字解答 (選2)	1.5倍に延長	別室	<ul style="list-style-type: none"> 点字問題冊子 点字用解答用紙 下書き用紙 (電子・理科のみ) レズライター・レズライター用紙 	右のどちらか一方を選択(選6)	1.5倍に延長(連続方式) 1.5倍に延長(音声方式)	CDプレーヤー(監督者が操作)	<ul style="list-style-type: none"> 受験上の配慮申請書(→38ページ) 聴覚検査(聴覚障害調査)(→42ページ) *「聴覚検査(聴覚障害調査)」に代えて、「聴覚による点字学習の証明」(任意の提出) 	
<ul style="list-style-type: none"> ①視力の矯正視力がおおむね0.3未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ②視力以外の視覚障害(選4)が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ③上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者 	文字解答 (選3)	1.3倍に延長(選4)	別室	<ul style="list-style-type: none"> 試験室入口までの付添者の同伴 試験場への乗用車での入場 拡大文字問題冊子(14ポイント)の配付(一般問題冊子も配付)(選5) 拡大文字問題冊子(22ポイント)の配付(一般問題冊子も配付)(試験室・別室)(選6) 拡大鏡等の持参使用(拡大鏡を含む。) 意図の明らかな座席を指定 随時職員の特参使用又は随時職員による対応 	右のどちらか一方を選択(選6)	1.3倍に延長(連続方式) 1.3倍に延長(音声方式)	ICプレーヤー(選7)(受験者自身が操作) CDプレーヤー(監督者が操作)	ヘッドホン(選8)	<ul style="list-style-type: none"> 受験上の配慮申請書(→38ページ) 聴覚検査(聴覚障害調査)(→42ページ) 聴覚検査(聴覚障害調査)(1.3倍)(→53ページ)
<ul style="list-style-type: none"> (選1) 視野狭窄のような視野障害、明るいところがまぶしく感じたり、暗いところが見えにくい明暗順応の障害、眼球が自分の意思とは関係なく動いたり揺れたりする眼球震盪(ふるふる)などが該当します。 (選2) 試験問題冊子は、点字問題冊子です。また、解答に必要な点字器等(文庫、コンパス、そろばん(盲人用又は一般用)を含む。)は、高麗者が持参してください。点字器(パーキンスブレイラー等)は解答用のほか、下書き用を含め複数台持参し使用することができます。なお、直筆解答を希望する場合は、受験科目を、受験上の配慮申請書(願書)の欄で選択してください。申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。(→29ページ) (選3) 文字解答とは、文字解答用紙に受験者が選択した数字等を記入する解答方法です。(→20・21ページ)なお、数学及び理科においては、下書き用紙も配付します。 (選4) 1.3倍の延長では試験時間の不足が認められるため、1.5倍の試験時間延長が必要な場合には、その旨を受験上の配慮申請書「その他の特種配慮事項等」欄に記入する(→36ページ)とともに、「試験室(聴覚障害関係)」「状況報告書(試験時間延長(1.3倍))」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料(任意の様式で学校又は専門家が作成したもの)を提出してください。(具体的な理由やこれまでの取組みが示されていれば、個別の教育支援計画・個別の指導計画の写しでも可能です。) 				<ul style="list-style-type: none"> (選5) 拡大文字問題冊子(14ポイント・22ポイント)の配付等については、「4-5 拡大文字問題冊子」(→24・25ページ)を参照してください。なお、拡大文字問題冊子(22ポイント)を配付する者の試験室は別室となります。また、拡大文字問題冊子(22ポイント)の配付を希望する場合は、受験科目を、受験上の配慮申請書(願書)の欄で選択してください。申請した受験科目については、「受験科目通知・確認書」により通知しますので、必ず受験科目を確認してください。(→29ページ) (選6) 延長方式は、申請後は変更できません。(→18・19ページ) (選7) ICプレーヤーの操作は、必要に応じて、監督者が補助します。 (選8) ヘッドホンに代えて、イヤホンの使用又はCDプレーヤーのスピーカーから直接音声を聞く方式を希望する場合は、受験上の配慮申請書「その他の特種配慮事項等」欄に記入してください。 					
					延長なし	ICプレーヤー(選7)(受験者自身が操作)		<ul style="list-style-type: none"> 受験上の配慮申請書(→38ページ) 聴覚検査(聴覚障害調査)(→42ページ) 	
								<ul style="list-style-type: none"> 【備考】 1 リスニングで使用するイヤホンが耳に装着できないことによるヘッドホンの貸与については、受験上の配慮申請書では申請できません。別途、「イヤホン不適合措置申請書」を出願時に提出する必要がありますので、詳しくは、受験案内44ページや大学入試センターのホームページ(→裏表紙)を参照してください。 2 「唐布田」「ひざ掛け」「タオル(サイズは問わない。)」の特参使用のみを希望する場合は、受験上の配慮申請は不要です。(→16ページ) 3 上表及び「4 受験上の配慮事項」(→6ページ)に記載がない配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センター事務局1課(→裏表紙)に相談してください。 4 病状・負傷や障害等によりマスクを着用できない場合は、受験上の配慮申請が必要になります。(→裏表紙) 	

配慮事項の例

○解答方法や試験時間に関する配慮

- ・ 文字解答：試験時間を 1.3 倍に延長又は延長なし
- ・ 点字解答：試験時間を 1.5 倍に延長

配慮の種類	主な配慮事項	対応可能ページ
解答方法や試験時間に関する配慮	点字解答 (試験時間を 1.5 倍に延長)	6
	文字解答 (試験時間を 1.3 倍に延長又は延長なし)	8・20
	チェック解答 (試験時間を 1.3 倍に延長又は延長なし)	12・14・22
	作業解答 (試験時間を 1.3 倍(科目によっては 1.5 倍)に延長又は延長なし)	12
試験室や座席に関する配慮	上記のほか、マークシート解答において試験時間を 1.3 倍に延長する場合があります。	12・14
	1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験	12・14
	洋式トイレ又は障害者用トイレ(リニアフットイレ)に近い試験室で受験	12・14
	窓側の明るい座席を指定	8~15
	別室の設定	8~15
	拡大鏡等の持参使用(拡大読書器を含む。)	8
	照明器具の持参使用	8
	特製机・椅子の持参使用(コードを含む。)	10・11
	特製机・椅子の持参使用	12
	車椅子の持参使用	12
その他の配慮	取付持参使用	12・14
	拡大文字問題冊子(14ポイント・22ポイント)の配布	3・14・21・25
	照明器具の試験場側での準備	8
	手話通訳士の配置	10
	注意事項等の文書による伝達	10・14
	リスニングの免除	11
	リスニングにおける音源聴取の方法の変更	8・15・18・19
	試験場への乗用車での入場	8・12・14
	試験場入口までの付添者の同伴	8・12・14
	介助者の配置	12
	特製机・椅子の試験場側での準備	12

【備考】
 1 上表に記載がない配慮事項を申請する場合は、具体的な配慮内容を受験上の配慮申請書「④その他の希望配慮事項等」欄に記入してください。
 【上表に記載がない配慮事項の例】
 「最後列」「試験室正面に向かって左側」「直射日光が当たらない」などの座席の指定、試験時間中の水の服用、吸込器の持参使用、シールや付箋紙の持参使用、人による問題文等の読み上げ、パソコン(タブレット端末を含む。)の利用 など
 なお、人による問題文等の読み上げ、パソコン(タブレット端末を含む。)の利用はこのページに記載がない配慮事項を希望する場合は、事前に大学入試センター事務局1階(今裏奥)に相談してください。
 2 試験場については、決定した配慮事項や試験場の設備等の状況を踏まえ、大学入試センターにおいて指定します。

○試験室や座席に関する配慮

- ・ 1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験
- ・ 洋式トイレ又は障害者用(多目的)トイレに近い試験室で受験
- ・ 窓側の明るい座席を指定
- ・ 座席を前列に指定
- ・ 座席を試験室の出入口に近いところに指定
- ・ 別室の設定

○持参して使用するものに関する配慮

- ・ 拡大鏡等の持参使用
- ・ 照明器具の持参使用
- ・ 特製机・椅子の持参使用

○その他の配慮

- ・ 拡大文字問題冊子(14ポイント・22ポイント)の配布
- ・ 照明器具の試験場側での準備
- ・ 試験室入口までの付添者の同伴
- ・ 特製机・椅子の試験場側での準備
- ・ 明るすぎない試験室での受験
- ・ シールや付箋紙の持参使用
- ・ 「最後列」や「試験室正面に向かって左側」などの座席の指定

上記の配慮事項は、視覚に障害があれば必要に応じて申請することができます(診断書が必要です)。ただし、障害等の程度や希望する配慮事項によっては、十分な審査を行うため、大学入試センターから追加で書類等の提出を求められる場合もあるそうです。

配慮事項の一つ、「文字・チェック解答」を確認してみましょう。これはマークシートにマークすることが難しい場合の配慮です。

文字解答では、左図のように記入欄に直接文字や数字を記入します。

4-4 文字・チェック解答

文字解答

文字解答とは、一部の試験問題(マークシート)にマークすることが困難な場合を考慮として、文字解答欄に受験者が試験問題の解答を記入する解答形式です。(4ページ)

大学入試センターホームページ(今裏奥)に試験問題のマークシートを掲載していますので、こちらでも併せてご確認ください。

文字解答欄への記入方法については、次のとおりです。
 (以下の場合は、黒字に記入する必要があります。)

【文字解答欄の記入例】
 受験番号、氏名、受験科目番号、次のとおり記入してください。
 受験番号の欄に「0」を記入(数字及び英字)を正しく記入してください。

(例) 22204(2796)

文字解答用紙
 外国語
 正答
 コマバジロウ

英 日 中 韓
 ド イ ン
 ツ 語 語 語
 語 語 語 語

解答する科目の欄を選んでください。
 (各試験問題とも別冊に付いてください。)

【文字解答欄の2枚目記入例】
 解答欄の欄外に記入してください。
 (受験する科目により、次の表1・2のいずれかになります。)

【表1】 (例) 22204(2796)

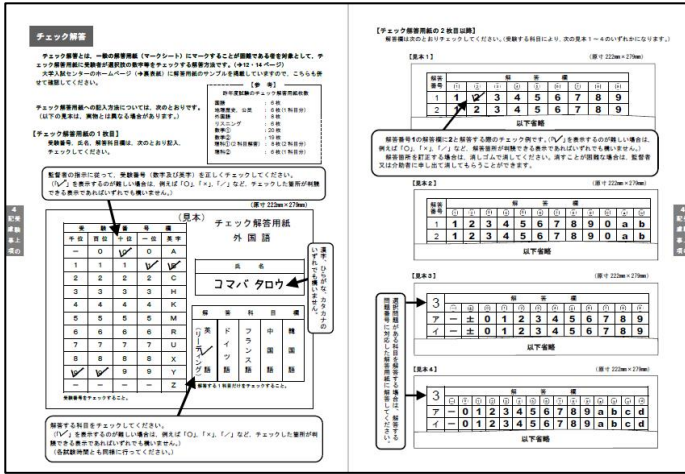
問題番号	解答欄	解答欄	解答欄	解答欄	解答欄	解答欄
1	5	11	10			
2	7	12	17			
3	8	13	18			

解答欄の欄外に解答欄の欄外に3と記入する欄の記入欄

【表2】 (例) 22204(2796)

問題番号	解答欄	解答欄	解答欄	解答欄	解答欄
ア	カ	ク	ク	ナ	
イ	キ	ク	ク	ニ	

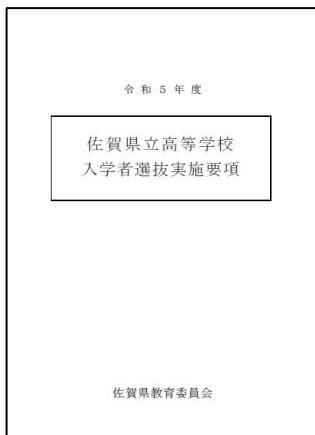
以下省略



チェック解答では、左図のように選択肢の数字をチェックします。

また、拡大文字問題冊子は、一般の問題冊子（B5判、10ポイント）では文字等を読み取ることが難しい場合に、文字の大きさが異なる二つの種類（14ポイント・22ポイント）から選択できます。ただし、22ポイントの問題冊子は、一般問題冊子や14ポイントの問題冊子とレイアウト等が異なりますので、『受験上の配慮案内』にある例で確認をさせていただきます。

共通テスト後の二次試験や私立大学の入学試験では、各大学によって配慮できる内容が異なります。入試要項を見ても具体的なことは書いていないことが多いようです。しかも、配慮の申請は共通テスト前にしなければならないところがほとんどです。実際は共通テストの成績で志願先を変更することもあると思いますが、その場合は配慮の申請まで受け付けてもらえるかという確認も必要となります。



次に高等学校の入学試験、入学検査について佐賀県の場合を確認してみましょう。

令和5年度佐賀県立高等学校入学者選抜実施要項によると、「身体等に障害があるため、受検の際に特別の措置が必要な志願者への対応については、志願者が在籍する中学校長、受検予定先の高等学校長、佐賀県教育委員会が協議して決定します」とあり、事前に受検時の配慮についての調査も行われ、それをもとに協議が行われます。

想定される配慮としては、別室での受検及び座席の配置、ルーペや補聴器、車椅子等の機器の検査会場への持ち込み、問題冊子、解答用紙の

拡大やルビ振り、多目的トイレやエレベーター等の施設設備の使用、面接時の配慮（個別面接や筆談等）、糖尿病のための補食やインスリン接種のための別室の準備、介助のための担当職員の配置などがあるかと思えます。

しかし、受検時の配慮は中学校で継続的に行われているものが対象となり、受検のときのみ配慮を希望しても難しいようです。また「以前、同じような見え方の人が配慮してもらったから、今度も大丈夫だろう」などということではなく、配慮を希望する人についてそれぞれ検討されるため、前例は踏襲されないということです。

これらの配慮から考えていただきたいのは、現在、学校で行われている配慮との整合性です。たとえば学校では30ポイントに拡大したテストを受けていたとしたら、共通テストの22ポイントの拡大文字は読みにくいかもしれません。そうならないように22ポイントで読めるように練習をしたり、弱視レンズなどを使って文字を拡大できるスキルを身につけたりすることなどが必要となるでしょう。

加えて児童生徒本人が、自分にはどういう配慮が必要かを把握し、それを伝えられるようになることも重要です。特に高校生は受験までは学校が手伝ってくれることもあるかもしれませんが、大学に入学した際には授業やテストにおける配慮の申請は本人が行わなければなりません。その時に困らないですむように、自分の見え方やそれに伴う配慮などをしっかり把握させ、まわりに伝えられる練習をしておきましょう。

試験における配慮は学力を適正に測るために必要なものです。見えにくさのある児童生徒は、配慮があることで学力以前の不利を補うことができます。そのため、決して「特別扱い」ではないことを児童生徒たちにも伝えていただければと思います。

来年度の研修について

来年度も弱視学級や見えにくさのある児童生徒に関わられている先生方を対象に研修会を実施します。1回目は4月下旬実施予定です。4月上旬に連絡をさせていただく予定です。

また、その他に6月にも公開研修を予定しております。来年度への引継ぎの一つとしてお知らせいただければと思います。

日頃の指導で悩まれたり、困られたりしていること、「こういう資料がないか」などがありましたら、お気軽にご連絡ください。

佐賀県立盲学校 電話(0952)23-4672 代表メール mougakkou@education.saga.jp

FAX (0952)25-7044 ゆうあい担当 miyata-yoshihiro@education.saga.jp